

【資料 2】

愛荘町空家等対策協議会について

愛荘町の空家等の対策について

- 空家等の問題は物件所有者だけの問題ではなく、**防災、衛生、景観等多岐にわたる問題**です。
- 愛荘町では平成29年度より「**愛荘町空家等対策協議会**（法定協議会）」を設置し、空家等の対策を**総合的に推進**しています。
- 本協議会では、地域住民、建築士、金融機関等、多様なバックグラウンドを持った方々にご参画いただき、**対策方針について多面的な議論**を進めています。
- 令和3年度より、本町が有する**地域特性を空家等対策に反映させるため、各小学校区から委員にご就任**いただいています。
- 令和4年度には、愛荘町空家等対策計画の中間見直しを行いました。

愛荘町空家等対策計画

（設置・運営・見直し）

利活用の推進
（担当：みらい創生課）



利活用できる空家等

- ・空き家バンクの運営
- ・利活用にかかる周知、広報
- ・補助制度等の設置、運用
- ・空家等の利活用モデルの検討 等

適正管理
（担当：建設・下水道課）



利活用が難しい空家等

- ・適正管理にかかる周知、広報
- ・特定空家の認定等にかかる事務
- ・愛荘町空家等の適正管理に関する条例の設置、運営 等

愛荘町空家等対策協議会について

- 国では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を制定し、その中で市町村に対して空家等対策計画」を制定し空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう求めました。
- 町では、同法を受け、平成29年3月に「空家等対策協議会条例（平成29年愛荘町条例第3号）」を制定し、愛荘町空家等対策協議会を設置・運営し対策を進めてきました。

【所掌事務】

- (ア) 空家等対策計画の作成および変更に関すること
- (イ) 空家等の利活用の促進に関すること
- (ウ) 特定空家等の認定および措置に関すること
- (エ) その他協議会において必要と認められる事項

今年度 検討項目

- (1) 空き家等の利活用に関すること
空き家バンク制度や補助制度の運用状況の共有・協議および有効な利活用推進策の検討・協議
- (2) 空き家等の適正管理に関すること
「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」の運用状況の共有・協議および特定空家の認定についての検討・協議
- (3) 補助制度の見直しに関すること
空き家の利活用において、令和3年度から開始した「愛荘町空家等利活用推進補助金」の改正
空き家等の適正管理に関する新たな補助制度の検討

※今年度は3回程度の開催を予定。

※ただし、緊急に特定空家に認定する必要がある物件があれば適宜開催。